

苫小牧市地域日本語教室 有償ボランティア講師制度実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「地域日本語教室」（以下「教室」という。）の実施にあたり、教室運営を担う有償ボランティア講師（以下「講師」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、講師とは、苫小牧市（以下「市」という。）が実施する教室において、日本語教育に関する専門的な知識・経験を有する立場から教室運営を担う人材をいう。

（活動内容）

第3条 講師は日本語教育に関する専門的な知識・経験を活かし、以下の活動を行う。

- （1）生活の日本語を学習する地域日本語教室における講師
- （2）地域交流等を目的として日本語を使った交流型教室におけるコーディネーター業務や講師
- （3）日本語学習について学習者等が相談できる日本語学習相談における相談対応
- （4）その他、市が主催・共催する教室などにおける講師
- （5）市が開催もしくは情報発信する講師向けの研修等への参加並びに市が開催する講師同士の情報共有や連携を目的とした集いへの参加
- （6）その他、市が認めた活動

（活動報告）

第4条 講師は、第3条の（1）から（4）に示す活動をした場合、1か月ごとに活動報告書（様式第5号）を提出し、市長へ報告しなければならない。

（遵守事項）

第5条 講師は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。活動を退いた後も同様とする。

2 講師は、専門的立場から公平性をもって活動するものとし、自己の利益を図ることを目的とした支援、助言は行ってはならない。

（謝金）

第6条 講師への謝金は、市が対象とする教室の開催時間を範囲とし、次のとおりとする。

- （1）金額は1時間単位1,000円（交通費込）とし、市の予算の範囲内において支払う。ただし、5人以上の教室については、教材等準備として、1時間単位250円を加えた額とする。
- （2）謝金の支払いは口座への振込とし、1か月毎の実績払いとする。

(3) 出張(管外)旅費については、市職員の旅費に関する条例、その他の市の旅費に関する規程の例により、予算の範囲内で支払うものとする。

(資格)

第7条 講師は、多文化共生のまちづくりに理解と熱意があり、登録日本語教員の有資格者で市が認めた者とする。また、当面の間は、従来の日本語教師の要件を満たした者で市が認めた者も対象とする。

(登録方法)

第8条 講師の登録をしようとする者(以下「申請者」という。)は、登録申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項による申請があったときは、申請者と面接した上で、講師の資格を有すると認めた場合には登録決定を行い、申請者に登録決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(登録期間)

第9条 講師の登録期間は1年とする。ただし、年度の途中で登録された場合は、登録の日からその年度末までとする。

2 市が年度末に実施する意向調査により、更新の意思があった場合、登録更新届出書(様式第3号)の提出により、登録期間を1年間更新できる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定に関わらず、講師の職を解くことができる。

(1) 講師が、特別な理由によりその職を辞する意思を表示し、これを相当であると認めたとき

(2) 疾病等により、講師がその職務を全うすることが困難であると判断したとき

(3) 市の信用を傷つけ、又は市の不名誉となるような行為を講師が取ったと判断したとき

(4) 役割を著しく逸脱した行為を講師が取ったと判断したとき

(5) 第4条に規定する遵守事項に講師が違反したと認めたとき

(6) 前各号に掲げるもののほか、講師に留まらせておくことが、社会通念に照らして著しく不合理であると判断したとき

(登録変更)

第10条 講師は、登録申請書の記載事項に変更があるときは、すみやかに変更届出書(様式第4号)を提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、講師の活動に関し必要な事項等は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。